

杉戸町部活動方針



杉戸町マスコットキャラクター
すぎびょん すぎたろう

平成31年3月
杉戸町教育委員会

目 次

○町方針策定の趣旨等	・・・1
1 適切な運営のための体制整備	・・・2
(1) 部活動の方針の策定と公表	
(2) 指導・運営に係る体制の構築	
2 合理的かつ効率的・効果的な活動の推進のための取組	・・・3
(1) 適切な指導の実施	
(2) 部活動用指導手引等の活用	・・・4
3 適切な休養日等の設定	・・・5
4 生徒の健康・安全を考慮した活動の実施	・・・6
(1) 熱中症等の予防	
(2) 部活動における事故防止	
○終わりに	・・・6

■ 町方針策定の趣旨等

- 学校の部活動は、スポーツ、文化及び科学等に興味・関心のある同好の生徒が参加し、各部の責任者（以下「部顧問」という。）の指導の下、学校教育の一環として行われている。
- 生徒の自主的・自発的な活動である部活動は、スポーツ、文化及び科学等に親しませるだけでなく、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教員等との好ましい人間関係の構築を図るとともに、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学びの場として、教育的意義は大きなものがある。
- 生徒が生涯にわたって豊かな生活を実現する資質・能力を育む基盤として、部活動を持続可能なものとしていくためには、各自のニーズに応じた活動が行えるよう、部活動の在り方を整える必要がある。
- スポーツ庁では、平成30年3月、生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築するという観点に立ち、運動部活動が、地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指し、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（以下「国のガイドライン」という。）を策定し、それに則り埼玉県でも、平成30年7月に「埼玉県の部活動の在り方に関する方針」（以下「県方針」という。）を策定した。さらに、文化庁では、平成30年12月、「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定し、文化部活動の在り方についても、運動部活動と同様の考え方として推進していくこととされた。
- そこで町教育委員会では、国のガイドライン及び県方針に則り、「杉戸町部活動方針」（以下「町方針」という。）を策定した。なお、町方針においても県方針と同様、運動部に加え文化部も対象とした部活動全体の方針としている。最終的には、町方針をもとに、各学校の校長が実態に応じて方針及び計画を策定し、運用することとする。
- 町方針の基本的な考え方は、生徒にとって望ましいスポーツ、文化及び科学等の活動の環境を構築するという観点に立ち、部活動が、地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指している。

平成31年3月 杉戸町教育委員会

1 適切な運営のための体制整備

(1) 部活動の方針の策定と公表について

- ① 杉戸町立中学校の校長は、町方針に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。
- ② 部顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会・コンクール等の日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会・コンクール等の参加日程等）を作成し、校長に提出する。
- ③ 校長は、上記①、②の活動方針及び活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。
- ④ 町教育委員会は、上記①、②に関し、各学校において部活動の活動方針・計画の策定等が効率的に行えるよう、様式の作成を行う。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

- ① 校長は、生徒や教員の数、学校教育法施行規則に規定される部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の運動部・文化部を設置する。
- ② 町教育委員会は、各学校の生徒や教員の数、部活動指導員の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員等を積極的に活用する。
なお、部活動指導員の活用に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、部顧問との連携、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生時の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や、体罰は、いかなる場合も許されないこと、服務（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等に関し研修を行う。
- ③ 校長は、部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教員の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるように留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。
- ④ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、教員の負担が過度とならないように、適宜、指導・是正を行う。

- ⑤ 町教育委員会は、部顧問、部活動指導員等を対象とする指導に係る知識、実技及び技術の質の向上並びに学校の管理職を対象とする部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行う。

2 合理的かつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1) 適切な指導の実施

- ① 校長及び部顧問、部活動指導員等は、部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む。）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。町教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。

部活動の指導において、部顧問、部活動指導員等による以下（例）のような発言や行為は体罰等として許されないものである。

また、これらの発言や行為について、指導者と生徒との間での信頼関係があれば許されるとの認識は誤りである。

さらに、これらのことは先輩、後輩等の生徒間においても同様に許されない発言・行為であり、生徒間における暴力行為やいじめ等への進展を防止することが必要である。

（例）

ア 殴る・蹴る等

イ 社会通念、医・科学に基づいた健康管理、安全確保の点から認め難い又は限度を超えたような肉体的、精神的負荷を課す。

- ・長時間の正座・直立等特定の姿勢の保持や反復行為をさせる。
- ・熱中症の発症が予見され得る状況下で、給水、休憩等の配慮をすることなく活動させる。
- ・武道等において、相手の生徒が受け身をできないように投げたり、まいったと意思表示しているにも関わらず攻撃を続けたりする。
- ・防具で守られていない身体の特定の部位を打突することを繰り返す。

- ウ パワーハラスメントと判断される言葉や態度による脅し、威圧・威嚇的発言や行為、嫌がらせ等を行う。
- エ セクシャルハラスメントと判断される行為や発言を行う。
- ・指導に当たり必要性や適切さを超えて身体接触を行う。
 - ・身体や容姿に係ること、人格否定的（人格等を侮辱したり否定したりするような）発言を行う。
- オ 特定の生徒に対して独善的に執拗かつ過度に肉体的、精神的負荷を与える。
- ② 運動部顧問は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解するとともに、生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。
- また、専門的知見を有する保健体育担当の教員や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。
- ③ 文化部顧問は、生徒が生涯を通じて文化・科学等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、それぞれの目標を達成できるよう、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

(2) 部活動用指導手引等の活用

部顧問、部活動指導員等は、県教育委員会が作成する指導手引や「運動部活動指導資料」、各スポーツ競技の国内統括団体等が作成する指導手引等を活用して、2（1）に基づく指導を行う。

3 適切な休養日等の設定

(1) 部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスの取れた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。

① 学期中は、週当たり2日以上の休養日を設ける。

- ・朝練については、原則行わない。→★①～③の例外について
 - ・平日（月～金）は少なくとも1日→★①～③の例外について
 - ・土曜日及び日曜日（週末）は少なくとも1日以上→★①～③の例外について
- ※出場大会については、各校精選に努め、生徒の健康状態や発達状態、日常の学校生活への影響等を踏まえる。

※週末に大会・コンクール等への参加のため活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。

※荒天や学校行事その他で練習ができない日は、休養日として扱う。

- ・学期単位で平均し、上記の基準を満たすよう、休養日を設ける。

② 長期休業中の休養日の設定は、①に準じた扱いとする。

また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、一定程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

※夏季休業日や冬季休業日は、まとまった休みをとらせる。

③ 1日の活動時間はできるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

- ・平日は2時間程度→★①～③の例外について
- ・学校の休業日（学期中の週休日を含む）は3時間程度→★①～③の例外について
- ・学期単位で平日および休業日（週休日）の活動日数を平均し、上記の基準を満たすよう活動日数を設定する。

※例外期間においても、1週間の総活動時間は、16時間を上限とする。

★①～③の例外について、校長の認める原則4回を上限とする大会やコンクール開催日の前1か月間のうち、2週間を例外期間とし、上記①～③によらない活動を行うことができる。ただし、その後練習にあてた時間・日数（増えた活動時間・日数）を調整し、学期間で①～③の基準に沿った活動量となるようにする。

- (2) 校長は1(1)に掲げる「学校の部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、上記(1)の基準を踏まえ、休養日及び活動時間などを設定し、公表する。また各部活動の活動内容を把握し、適宜指導・是正を行う。

4 生徒の健康・安全を考慮した活動の実施

(1) 熱中症等の予防

- ① 校長及び部顧問、部活動指導員等は、部活動中にWBGT（暑さ指数）の段階によらず、常に水分補給や塩分補給、適切な休憩の設定など、熱中症予防の措置をとる。WBGT（暑さ指数）が31℃を上回った場合は、その場での活動を中止とする。
- ② 練習試合等のために、学校外で活動する場合は、生徒の健康・安全を最優先に考え、他校の部顧問と協議する。
- ③ 気象情報を把握し、猛暑や落雷が予想される場合は早めに中止の判断をする。

(2) 部活動における事故防止

- ① 生徒の実態（体力や技能等）に即した指導計画を作成する。
- ② 施設・設備・用具などの日々の安全点検を徹底し、異常がある場合は速やかに適切な処置を施す。
- ③ 活動開始前に健康観察を実施し、活動終了後は下校時の安全について指導する。
- ④ 活動中には常に生徒に声をかけ、活動の場での周囲の安全確認を徹底する。
- ⑤ 事故発生時には複数で迅速かつ適切な対応を行う。特に頭部への負傷やAEDの使用など、初期対応に万全を期す。

終わりに

- 町方針は、生徒の視点に立った、学校の部活動改革に向けた具体的取組について示すものであるが、今後も部活動が適正に行われるとともに、運営方法や指導方法の工夫・改善を図ることが重要となる。